

# 地方独立行政法人西都児湯医療センター院内感染対策指針

地方独立行政法人西都児湯医療センター（以下「病院」という）における院内感染管理を推進するため、本指針を定める

## 1.院内感染に対する基本的な考え方

患者および病院職員を守るため、院内感染の発生に留意し、感染発生時にはその原因を速やかに特定、制圧、終息をはかり感染拡大防止に努めることを責務と考える。病院職員が感染予防策及び発生時対応を把握し、この指針に則した院内感染対策を行うよう全力で取り組む。

## 2.組織と体制

感染管理を推進するために、以下の組織を設置する。

### 1) 院内感染対策委員会

病院で定める「院内感染対策委員会規定」に基づき、各部署代表を構成員とする院内感染対策委員会を設置する。院長の諮問を受けて感染対策を検討し答申する院内感染対策の意思決定機関である。毎月1回定期的に会議を開催し、緊急時は臨時に同委員会を開催する。

### 2) 感染対策部門

#### ① 院内感染管理者

理事長の指名により選任され、次に定める感染対策に関する担当者やチームを指導し、病院全体の感染対策に関する企画・立案及び評価を行うとともに、職員の意識向上に向けた指導を行う。

#### ② 感染対策担当者

院長の指名により選任され、感染対策部門の専任の感染対策担当者として、組織横断的に感染管理活動を実施する。院内の各部と連携し感染管理業務の実務を行う。

#### (1)感染防止制御チーム (ICT)

医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師を構成員とする感染制御チームを設置し、感染防止対策の実務を行う。定期的に院内ラウンドを行い、感染リスクの把握、評価、改善策の提案、指導を行う。感染症発生時には感染拡大防止のため迅速に当該部局に迅速に介入する。サーベイランスを行い、アウトブレイクを早期に発見し、感染拡大防止と終息のため情報収集を行い介入する。

### 3.院内感染対策のための職員に対する研修に関する基本方針

- 1) 院内感染対策の基本について、新入職員を対象とした研修を実施する。
- 2) 病院職員に対し院内感染対策の基本的な考え方及び具体的な方策について周知徹底を図ることを目的に、研修を年2回以上実施する。
- 3) 抗菌薬適正使用を目的とした研修を実施する。

### 4.感染症の発生状況の報告に関する基本方針

臨床検査室は薬剤耐性菌や培養陽性患者の情報を逐次、感染対策部門に伝達する。

臨床検査室は院内の感染症発生状況「感染情報レポート」を週1回毎に作成し、院内へ情報を伝達する。

月毎の感染症発生状況「感染情報レポート」を院内感染対策委員会に報告する。

### 5.院内感染発生時の対応に関する基本方針

感染防止制御チームは薬剤耐性菌や培養陽性者の情報収集と検討を行い、必要時発生部局へ介入し感染対策を講じる。

感染患者発生時や感染拡大時には、担当医・発生部局責任者より感染対策部門へ速やかに報告し、感染防止制御チームとともに感染対策を講じる。感染制御チームは院長、院内感染対策委員会へ報告を行い、発生部局での情報収集、感染対策の実施、評価、再発予防の検討を行う。

### 6.患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、病院ホームページに掲載するほか、正面玄関ホールに掲示するなど、広く一般に公開し、患者または家族が閲覧できるものとする。

### 7.院内感染対策推進に関する基本方針

「院内感染対策マニュアル」を整備し、病院職員への周知徹底を図り、感染対策を実施する。また、院内感染対策マニュアルの定期的な見直しを行う。

病院職員は自らが感染源とならないよう、健康管理に留意する。

平成28年4月1日施行  
令和元年12月1日一部改正  
令和3年6月1日一部改正  
令和4年4月21日一部改正